

○安曇野市の開発事業に係る技術的細目に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年安曇野市条例第28号。以下「条例」という。）第24条第2項に規定する技術的細目に関するものを定めるものとする。

- 2 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）に係る技術的細目で、この規則に定めのないものについては、法に基づいて長野県が定める開発許可等の基準に関する条例等に規定する基準によるものとする。
- 3 条例第12条第1項に規定する地区土地利用計画が定められた区域内で行う開発事業において、地区土地利用計画に技術的細目が定められているときは、地区土地利用計画に規定する基準によるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例及び安曇野市の適正な土地利用に関する条例施行規則（平成22年安曇野市規則第36号）並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び法において使用する用語の例による。

(関係機関との協議)

**第3条** 開発事業者は、開発行為を行なう場合において、当該開発行為の区域面積が3,000平方メートル以上であるときは、長野県その他関係機関と法第33条第1項各号に掲げる基準について協議しなければならない。

(道路の整備)

**第4条** 開発事業者は、宅地を造成する開発事業又は建築物の建築を伴う開発事業（専用住宅又は兼用住宅を建築する開発事業で、宅地分譲を伴わないものを除く。）を行うときは、4メートル以上の幅員の道路を当該造成された宅地又は建築物の敷地に接するように配置しなければならない。

- 2 開発事業者は、前項の規定により配置する道路の構造等について、道路管理者等と協議しなければならない。

(公園、緑地又は広場の整備)

**第5条** 開発事業者は、市に帰属する公園を設置しようとするときは、市長が別に定める基準に適合するものとしなければならない。

- 2 開発事業者は、緑地、広場又は市に帰属しない公園（この項において「緑地等」という。）を設置しようとするときは、市長と協議の上、緑地等の設置場所及び構造等を決定しなければならない。

(宅地内の雨水排水施設の設置)

**第6条** 開発事業者は、宅地の造成、建築物又は太陽光発電施設の建築を目的とする開発事業を行おうとするときは、次に掲げる施設を設置しなければならない。ただし、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定による指定を受けた土地その他地形、地質等により雨水を浸透させることが不適当な地域として認められる場所における開発事業については、この限りでない。

- (1) 敷地内の雨水が隣地、側溝、河川等に直接流出しないために必要な浸透施設
- (2) 切土又は盛土をする場合において、地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、開発事業区域内の地下水を有効かつ適切に排出するために必要な排水施設（沈砂池及び調整池を含む。）
- (3) 前2号に定めるもののほか、雨水及び地下水を敷地内又は開発事業区域内で適切に処理するために必要な施設

**2 開発事業者は、前項各号に掲げる施設を設置するときは、次に掲げる基準により行われなければならない。**

- (1) 宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針（平成13年5月24日付け国総民発第7号国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室）又は雨水浸透施設技術指針（案）（公益社団法人雨水貯留浸透技術協会編）に基づいて設計及び施工すること。
- (2) 降雨強度は、長野県が公表する松本地区に係る降雨強度式に基づき、確率年を5年以上と、降雨継続時間を10分として算出すること。
- (3) 流出係数は、長野県が定める開発許可審査指針に準じて算出すること。  
(災害危険区域等でやむを得ず行う開発事業)

**第7条 条例第24条第1項第6号ただし書に規定するやむを得ない場合とは、次に掲げる開発事業を行う場合とする。**

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅の建築を目的とした開発事業
- (2) 日常的に利用する居室を有しない建築物等の建築を目的とした開発事業  
(共同住宅における駐車場の整備)

**第8条 開発事業者は、共同住宅等（専ら自家用車を要しない入居者のための建物である場合を除く。）の建築を目的とする開発事業において、当該開発事業区域内に駐車場を確保しようとするときは、次に掲げる基準により行われなければならない。**

- (1) 独立して住宅の用に供せられる部分の数以上の台数分の駐車場を確保すること。
- (2) 1台当たりの駐車区画は、短辺が2.5メートル、長辺が5.0メートル以上を標準すること。
- (3) 駐車場は、浄化槽、トレンチ（浄化槽の流出水を蒸発散及び地下浸透させるためのトレンチをいう。）等の排水処理施設用地と兼用しないこと。
- (4) 特殊な装置を用いる駐車場は設置しないこと。  
(太陽光発電施設等の整備及び管理)

**第9条 開発事業者は、太陽光発電施設を設置しようとするときは、進入路及び進入口を設けなければならない。**

**2 開発事業者は、太陽光発電施設を設置しようとするときは、次に掲げる基準により行われなければならない。**

- (1) 条例第24条第1項第8号アに規定するゆとりは、敷地境界及び金網フェンス等の容易に撤去できないものから太陽光発電施設までの距離とし、その距離は1メートル以上とする。ただし、隣接地から第三者が太陽光発電施設に近づくことが容易でないときは、この限りでない。
- (2) 条例第24条第1項第8号イに規定する対策は、金網フェンス等の設置を行うものとし、その高さは1.2メートル以上とする。ただし、隣接地から第三者が太陽光発電施設に近づくことが容易でないときは、この限りでない。

**(補則)**

**第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。**

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、施行日以後に提出される開発事業について適用し、施行日前に提出された宅地開発行為等事業承認願については、なお従前の例による。